

官僚と俸給

—宋代の俸給について續考—

衣川 強

- はじめに
- 一米 價
- 二米の消費量
- 三家屬員數
- 四生活費と俸給
- むすび

はじめに

宋王朝の支配機構の中心部は、ほとんど大半が科擧の合格者である官僚群によって構成されていた。この官僚たちは、原則的には、皇帝から支給される雑多な俸給によって生活を維持するものであるが、実際にはこの原則が通用せず、實狀はずいぶん異つた様相を呈していたようである。^①宋代の官僚がどのような生活をしてきたか、とりわけ、かれらの經濟的な據りどころは、いったいどんなものであったのか、などの問題は、宋代史研究の重要な課題の一つである。しかし、いまそれについて論じることは、筆者にとって荷がかちすぎる。そこで、これらの課題の重要性を認識し、いずれ稿を改めて考えることとして、本稿ではより原則的な觀點から、俸給と官僚の生活との關係についての考察をすることにとどめたい。

宋代の俸給の制度的な一面はすでに述べたが、^②制度にしたがつて支給される俸給は、いったいどれだけの實質的な價值を保つていたであろうか。もしも俸給のもつ實質的な價值を考えないなら、俸給制度の研究は全く無意味だと言ってもよからう。

物價高騰と高度な消費經濟の中にあつては、現在のわれわれの周圍を見ても明らかのように、高い賃金も現實には高くなつてしまふ。本稿では、米の價格とその消費量とを對象にとりあげ、宋代の俸給がもつ實質的な價值について考えてみたい。

一 米 價

宋朝社會における米の位置づけに關しては、すでに斯波義信氏が述べておられる⁽³⁾。斯波氏によれば「米は中國（とくに唐宋以後の時代）の主要農産物の一つであり、舊中國の經濟秩序において占める農産物市場、特に米穀市場の果す機能は重要である。而も宋代では米は江南の主穀であり、従つて極めて日常的な廣い市場をもつ商品である。」⁽⁴⁾ことになる。ただ斯波氏が、米が「主要農産物の一つ」であると言われて若干の保留をされているように、宋代において、それがはたして全國的に穀物の王座を占めていたかどうかは疑問のあるところである。とりわけ、北中國において、地方末端に至るまで米が主穀であつたと言いきれるであろうか。とはいつても、本稿ではそれを論じる資料を用意しているわけではないし、その餘裕もないので、さしあつて米が主要農産物であり、したがつて主要食糧であつた、との假定のもとに論じてゆく。この場合、いま一つの問題は、「米」とよばれるものの品種が多種にわたること、資料にあらわれる用語の概念規定が雜駁なことである⁽⁵⁾。この問題についても、ここで十分に明らかにすることはできず、當面資料に「米」と記述されたものを、一般的に米として理解しておくよりほかない。このような問題があることを確認しつつも、本稿では、いちおう資料に「米」と記述されているものが、主要食糧である米だと、單純に取扱つておきたい。

宋代の米價については陳裕青氏の專論⁽⁶⁾があり、また全漢昇氏の物價を論じた三編の論文の中にも多く觸れてある⁽⁷⁾。兩氏の論文には、それぞれ米價に關する數多くの資料が擧げられており、それらの資料の山が、時代順に、あるいは地域別に整理されている。しかし、宋代の米價を一目瞭然にとらえることができないのは、ひとり筆者の淺學の故のみではあるまいと思われる。

第一表 北宋首都米價表

番號	西曆	年 月 日	一升當り	資 料	典 據
			米價(錢)		
1	970	開寶 3, 秋	7	宋史 276	陳
1'	972	開寶 5, 7, 甲申	7	長編 13	陳
2	989	端拱 2, 4	2~3	長編 30	陳
3	1008	大中祥符 1, 9	7~8	長編 70	陳
4	1073	熙寧 6, 3, 10	8.5	西塘先生文集 1	陳全
5	〃	〃	10.5	〃	陳全
6	〃	〃	7.5	〃	陳全
7	1074	熙寧 7, 3, 甲子	15	長編 251	陳全
8	〃	〃	10	〃	陳全
9	〃	〃	9	〃	陳全
10	〃	熙寧 7, 4, 乙亥	10	長編 252	陳
11	〃	〃	8.5	〃	陳
12	1075	熙寧 8, 9	8	長編 265	全
13	1110	大觀 4	40	宋史 182	陳
14	1122	宣和 4	25~30	〃	陳
15	1126	靖康 1, 12, 19	100	北狩蒙塵錄上	陳
16	〃	靖康 〃	300	南燼紀聞錄	全
17	1127	靖康 2, 1, 18	120	三朝北盟會編76	全
18	〃	靖康	300	〃 96	全
19	〃	〃	200	靖炎兩朝見聞錄上	全

典據の欄の、陳は陳裕壽、全は全漢昇のそれぞれの論文から引用した資料

米價の問題は、全國的な資料を時間に順って羅列しても、おそらく解決するまい。一定の方針のもとに行われる資料の取捨選擇が必要である。そこで、まずはじめに、首都ではどんな有様であったかについて考えてみる。ここで首都を取り上げた理由は次のとおりである。築山治三郎氏は、前代唐朝のことであるが、「米價は地方によって異なるが、中でも人口の多い京師、河南洛陽などは最も高騰したに違いない」と述べておられる。⁽⁸⁾これを宋代にあてはめて考えると、確かに首都には人口が多く、そのために諸物價が高騰する必然性を包含している。しかし、それはあくまで理論的に必然性があるのであって、實際

の政治ということから考えれば、必然性だけで物價が高騰することは許されるはずがない。人口が多いために、そして、かれらがほとんど消費生活者であるために物價が高騰するというのでは、政府はいったい何をしているのか、ということになる。支配權力が、直接的に鼎の輕重を問われるのである。少なくとも、皇帝の支配權力がその膝もとである首都でこうした状態を醸成すれば、その權力の強弱を問われ、疑問をもたれることは必至である。あらゆる觀點からして、全く重要性のない地方の

第二表 南宋首都及び近邊米價表

番號	西曆	年 月 日	一升當り 米價(錢)	地 域	資 料	典據
20	1127	建炎 1, 4	300		繫年要録 4	
21	1127	建炎 1, 7, 丙申	300		繫年要録 7	
22	1127	建炎 1	300		宋史67	全
23	1128	建炎 2, 1	120又 は240		繫年要録12	
24	1129	建炎 3, 7	4000 ~5000		繫年要録25	全
25	1129	建炎 3	4000 ~5000		三朝北盟會編132	全
26	1130	建炎 4, 10, 7	80	越州 (糯米)	會要食貨9&70	全
27	1130	建炎 //	40	// (秬米)	會要食貨//	全
28	1130	建炎 4	50	平江	揮麈後録10	全
29	1131	紹興 1, 7, 3	120	浙西	會要食貨40	全
30	1131	紹興 //	60	//	//	全
31	1132	紹興 2, 春	100	兩浙	宋史67五行志	全
32	1132	紹興2, 4, 15	27	常州	會要食貨70	
33	1132	紹興2, 10, 戊戌	30-	建康	繫年要録59	
34	1135	紹興 5, 4, 庚戌	70	兩浙	繫年要録88	全
35	1135	紹興 5	100	行在	救荒活民書 2	
36	1137	紹興 7?	100	燕湖	唯室集 1	
37	1138	紹興 8, 9, 4	30	浙西	會要食貨40	全
38	1152	紹興22, 4 己巳	100-	臨安	繫年要録 163	
39	1156	紹興26, 4	20-	京師?	繫年要録 172	
40	1159	紹興29, 閏 6, 5	15		會要食貨40	
41			50		筠谿集 2	
42			20		//	
43			30		//	
44			30+	吳興	丹陽集 3	
45			100	二浙	莊簡集11	
46			約30	湖州	薛浪語集18	
47	1163	隆興 1, 7, 25	20		會要食貨40	
48	1164	隆興 2, 8, 3	22.7		會要食貨40	
49	1164	隆興 2, 9, 4	25省	鎮江府	會要食貨68	
50	1167	乾道 3, 8, 25	50	臨安, 瀾西州軍	會要食貨68	
51	1167	乾道 //	12~13	//	會要食貨68	

農村などで、豊凶によって米などの物價が大巾に上下することはあつても、同じことは中央の首都では許されるはずがない。したがって支配權力の膝もとであるという理由から、とりもなおさず首都においてこそ、標準的な米の價格をとらえることが

それぞれの米價資料の内容を吟味してみると、北宋の米價は一升六乃至七錢であったということが出来る。もちろん、時間の経過にしたがって諸般の經濟發展があり、必然的な物價の上昇があるから、北宋のごく初期には一升五錢くらいであって、お

番號	西曆	年 月 日	一升當り 米價(錢)	地 域	資 料	典據
52	1170	乾道 6, 2, 8	30	浙西・江東・淮東	會要食貨63	
53	1171	乾道 7, 2, 8	15省	高郵軍	會要食貨68	
54			15~16	江浙	定齋集 4	
55			25~26	淮浙八郡	〃 5	
56			20省	臨安六縣	〃 6	
57	1182	淳熙 9?	70	衢州	朱文公文集17	
58			約40	明州	〃 17	
59			約43	明・婺・處・台	〃 17	
60			約40	衢州	〃 21	
61		寧宗朝	30		救荒活民書 2	
62			15・16 ~20		〃	
63	1208	嘉定 1, 12, 8	100	都城?	會要食貨68	
64	1240	嘉熙 4, 8	1000	京師	杜清獻集10	
65			1000	京輔	〃 11	全
66	1240	嘉熙 4	600~700 又は1200 ~1400	建康ほか	清正存稿 1	全
67		〃	1000+又 は2000+	〃	〃	全
68	1241 ~52	淳祐間	1000	京畿近地	可齋雜稿17	全
69	1267	咸淳 3, 12, 4	200	行在	黃氏日鈔分類73	

典據の欄の全とあるのは全漢昇論文から引用した資料、無記號は筆者の蒐集した資料。

できるのではなからうか。百萬に手がとどこうという大都會で、米の價格がめまぐるしく上下するのであれば、都市在住の消費者は、生活の安定を願つても到底不可能である。まして、都市在住者の中には、多くの官僚や軍隊が含まれている。諸物價がある程度の安定性を維持するのになければ、皇帝の手足ともいふべき彼らからも不平不満が出てくるのは自然の成り行きである。地方の農民が、それぞれの地方で大巾に變動する物價に苦しめられるのはわけがちがう。

こうした理由に基づいて、兩宋の首都における米價の資料を整理してみたのである。第一表は北宋における米價表である。北宋の米價については、陳・全兩氏が詳細な資料の蒐集をされているので、兩氏の論文から開封に關する資料だけを抜き出した。この表から、

そくとも眞宗のころからは六〜七銭になったのであろう。

南宋における米價については第二表ができる。ただ、第一表とはちがって、第二表では、地域として杭州臨安府に限定せず、揚子江と錢塘江に圍まれた兩浙路北部に擴げてある。これは、所謂揚子江デルタ地帯が中國の穀倉地帯であり、この地域内での米の豊凶、あるいは米價の變動は直接に臨安に影響するものであるという考えによつた。この表についても、詳細に吟味すると、米の標準價格を算出することが可能である。41・42・43は李彌遜の「筠谿集」に見える資料であり、この記事が雙行注であることに注目すれば、紹興十五年ごろの米價が一升三十銭くらいであつたと考えられる。「注」というものは、それが書かれた時の一般的な見解もしくは概念を表わしたもので、とくに、上奏文の中にみえる注は、當時の普通にみられる尺度で述べられているものである。だから、「注」の形式をとつて米價が表示されているのは、その時の最も一般的な米價であるといふことが可能であらう。この米價を實證する例は37の資料である。ここでも雙行注のかたちをとつて書かれている内容は、紹興八年の米價が一升三十銭であつたことを示している。¹²次に40の資料は、紹興二十九年の普通の米價を記すものである。これも、前掲の「筠谿集」の資料と同様、政府の米穀買い上げ價格の例を注の形式で示し、一升が十五文（一錢）であつたことを明らかにしている。¹³一升の米が十五〜六銭を上下するのは、紹興の末年から十三世紀の初頭まで繼續するようで、このことは、資料47・48・49・51・53・54・55・56・62などが傍證する。¹⁴資料62は「救荒活民書」に見え、寧宗時代の一般的な米價を述べたものであるから、標準米價設定の時間的な下限として注意しなければならぬ。要するに、十二世紀後半の南宋の米價は、一升十五〜六銭を中心として、十二〜三銭から二十四〜五銭の間を上下した。そして、十三世紀に入つてからも寧宗の治世にはこの状態が繼續したのである。次に十三世紀の理宗時代（一二三五年以降）からの南宋の米價は、南宋政權の弱體化を反映して、一升が見錢で五十銭を超えるようになったと想像される。¹⁵このような大まかな分析をすると、南宋初期の草創期、紹興末から十三世紀初めの寧宗朝を含めた安定期、理宗朝から滅亡に至る衰退期、の三期において、米一升の價格がそれぞれ三十銭前後、十二〜三銭から二十四〜五銭、五十銭前後と變動している。單に米價の變動においてすら、南宋政權の勢力あるいは安定の度

合にしたがって變化していることがわかるのである。⁽¹⁶⁾

兩宋の首都およびその周辺の米價は、以上のように考えられるが、この現象が單に首都とその周辺に限定されるものではないことはなほ重要なことである。⁽¹⁷⁾ 陳・全兩氏は、資料にあらわれた數字を重視した結果、その數字がどんな意味をもつかについて、深くは考慮しなかつたようである。また、周藤吉之氏も、論旨が直接米價とかかわりをもたないために、大まかな表を作り、數字の外見を整理されただけである。こうしたところから出てくるものは、折れ線グラフにすれば、一年ごとに大中に上下する米價でしかない。本稿のように、小さな波を無視して、長い年月にわたる大きな波動をとらえれば、ある時期のそれぞれに特定の標準價格を算出することが可能であるばかりか、設定した標準米價は、ひろく宋朝國家の全域にわたって、同一に考えることを可能ならしめる。

二 米の消費量

米價が右のように設定できたとし、次に米がどれくらい消費されていたかを考えてみたい。宋代の官僚たちが米を主食にしていたかどうかという點は、まだ疑問の餘地が多いけれども、いまいおう米が宋人の主食であったと假定して、どれくらいの量を消費していたか考えてみよう。

范仲淹は、いわゆる范氏義莊の規定の中で、五歳以上の男女に對して毎日一升の白米を支給することになっている。これは「義莊規矩」の「文正公初定規矩」に見える。⁽¹⁸⁾ 南宋の大儒朱熹は、饑饉に苦しむ民衆に一日半升の米をやつたのでは、彼らは生きることにすらできないと述べた。⁽¹⁹⁾ 朱熹とほぼ同じ時代の舒璘は、一日の食事には一升以上の米が必要だと強調する。⁽²⁰⁾ 南宋末期の王柏は「自分は世に用いられることもなく七十六歳になつてしまひ、二百七〇八十石の米を食べた」と回想している。⁽²¹⁾ つまり、王柏が七十六歳まで平均して一定の米を消費したとすれば、一日にほぼ一升の米を食べていたことになる。このような

例は、宋代の人人が、一人につき一日最低一升の米を食べていたことを明らかにしている。なお吳承洛「中國度量衡史」によれば、宋の一升は六六四、一ミリリットル、我が國の尺貫法で言えば約三、六七五合であり、宋代では一人が一日に日本の尺貫法で三合六勺あまりの米を食べていたのである。

もう少し消費量の例を考えてみよう。莊綽は、どんな大食漢でも一食に二升以上は食べられないことを言っている⁽²²⁾。宋代の食生活について、とくに宋代の人たちが一日に何回の食事をとったかということは、專論を見ることができず、十分に確かめられなかった。ただ、一日に三回の食事がとられていたと想定することができ⁽²³⁾。だから、宋代の大食漢は一日三食と考えて四乃至五升の米を食べることができたわけである。しかし、これはあくまで健啖家の場合であって、消費量の最高限度をいうにすぎない。つぎに、沈括は、兵卒が一日に二升の米を食べることを述べており、それが當時にあつては極めて普通のことであつたと考えられる⁽²⁴⁾。

要するに、これらの例は、宋人の一般的な米の消費量の算出を可能ならしめる。つまり、生きるためには、一日に最低一升の米が必要不可欠であり、兵卒のように肉體労働を生活の中心におく人人は、二升の米を消費し、大食漢の場合は四乃至五升を必要としていたことになる。

このように米の消費量の目安が、いちおう設定できた。そこで、つぎに旱魃や水災による饑饉の際に、政府がいかなる對策を採ったかをみてみよう。だいたい、こうした非常の場合には、成人一人につき一日一升の米を支給する例が最も多く、そのほかには二升を支給した例が若干みえる⁽²⁵⁾。しかし、一日二升の支給は、あくまで例外的措置であつたから、宋代における普通一般の救濟措置では、一升を支給することが原則であつたと考えられる。

さらに、米穀の支給については、二つの類型が考えられる。一つは、兵卒や人夫など政府の仕事にあたる人人に對するもの、いま一つは、饑饉と全く無關係ではないが、貧民と呼ばれる人人に對する一種の社會政策的なもの、とである。前者の政府の仕事にたずさわる、公的性格を帯びるものに對する支給は、一日一升から三升以上にもおよぶ巾がみられ、しかも、時代とか、

支給対象とかは全く一定せず、これはそのつどの便宜的な支給であったように思われる。⁽²⁷⁾ その理由は、このような公的な仕事に民衆に従事させる際には、必ず強制的徴發が行われ、そのために民衆の側で徴發回避の動きがあらわれる。そこで徴發に対する見返りとして物品を支給するが、そこには報償的性格を盛り込み、地域や仕事内容や時間的問題などを考え合わせて、米などの支給額を決める。だから、支給量が一定しないのである。また、後者の社會政策的な支給は、一日一升の支給を原則とし、七歳もしくは十歳、時には十五歳以下の子供に對しては半升が支給された。⁽²⁸⁾

以上のような宋朝政權の救濟對策や兵士などに對する食糧支給は、宋代の人人の米の消費量についての先述の想定を傍證するものであり、それとともに、この想定に大きな誤りのないことを明らかにするのである。

三家屬員數

宋代の戸口數は、宋朝政權の支配構造の問題とかかわりがあり、なお多くの問題を含んでいるが、いちおう一家の構成員が五乃至十人であつて、郷村の下層農民や都市の一般家庭では五人にちかく、郷村の自作農ら上層を構成するものは十人にちかいとされている。⁽²⁹⁾

それでは、官僚の場合はどうなつていたであろうか。楊億は自分に従うもの三十人餘りといひ、⁽³⁰⁾ 石介は五十人という數字をあげ、⁽³¹⁾ 王安石は數十人という表現を用いて、確定した數字を記していないが、⁽³²⁾ その一家眷族が相當な數にのぼつたことは明らかである。蘇軾は流謫地の黃州から汝州へ移動する途中で、二十人餘りが行動を共にしていることを述べており、⁽³³⁾ 秦觀は一族四十人が集つていと記している。⁽³⁴⁾ 張耒は、自分の俸給で生活しているものが十人もいるといひ、また、楊國寶の一家は十人餘りであつたことをも傳えている。⁽³⁵⁾ 南宋の孫覲は、一族の未亡人やあによめおよび弟たちと四十年も同居し、一族の子供が十四人もいたといひ、同居する一族が、かなりの數にのぼつたことを明らかにしている。⁽³⁶⁾ 陸游は、夔州へ赴任したあと、自分の

俸給に依存して生活するものが十人もいると述べている⁽³⁷⁾。黄榦は、一族が二十人以上の多きを數えるといい、同時に居候もかなりいたことを記している⁽³⁸⁾。

さまざまな資料にみられる右の諸例をみると、官僚たちの家族構成がはなはだ複雑であったこと、および構成人員が一般民衆より相當多かつたことがわかるのである。このような家族構成の複雑さは、一族から官僚が誕生したことに因るのであろう。科擧の難關を突破し、晴れて進士となれば、そこには官僚になり得るといふ、一般民衆とは隔絶した特權と名譽とを獲得したことになる。その特權と名譽とは、現實世界におけるさまざまな利益を生み出す。官僚に對する俸給は、位階や職種によつて定められているが、それとは全く無關係に贈與とか賄賂とかが、しかも俸給とは比較にならないほど大量にとどけられる。

「三年清知府、十萬雪花銀」といふ諺が生まれる所以である。これは官僚たちが、官僚という非常な特權と名譽とを兼ね備えた權力の座にすわっているために生まれてくるのである。このような種種の利益を獲得できる人物が一人出現すれば、そこへ一族の者が集ってくる。そういう集團の一つの典型が、范仲淹一族の范氏義莊である⁽³⁹⁾。そして結果的には、一人の官僚の收入に一族の多數の人人が寄食する形になるのである⁽⁴⁰⁾。

さらに、一家の構成員數が一般民衆のそれよりはるかに多いのも、これまた彼らが官僚であることに起因する。官僚のもとには、一族の者が集ってくるだけではない。それらに加えて、彼らが官僚であるがために、しばしば居候とか食客とかがその家へころがりこんでくる⁽⁴¹⁾。なかには、友人もあれば、同郷の士もあり、また弟子入りのような例も考えられる。そのほか、家庭教師なども入っていたであろうし、下男下女あるいは乳母なども當然考えなければならぬ。このような種類の人間を加えてゆけば、官僚一人の收入に依存する人員は相當な數にのぼり、廣義にいう一家すなわち單一の生計に包含される員數が、一般民衆のそれより増加するのは當然であろう。さきに擧げた楊億らの記録は、廣義の一家の場合もあれば、狹義の一家すなわち血縁關係にとどまる場合もある。しかし、少くとも二、三十人くらいは官僚一人に依存していたと考えてよいのではあるまいか。これらの集團が義莊に發展した場合には、構成人員が百人ちかくに及ぶこともあったのである⁽⁴²⁾。

要するに、血縁関係にあるものと、居候とか食客とか、その他下働きをするものなどを含めると、官僚の家屬は最低二〜三十人であつたと假定しても、決して大きな誤りにはならないものだと考えられる。⁴³⁾

四 生活費と俸給

以上において、まず米價を設定し、ついで米の消費量を確かめ、さらに官僚の家屬員數を推測してきた。最後に、人間が生きるための最低の必須條件である「食べる」ということから、官僚の家屬を維持する生活費がどのようであつたかを考えてみる。

宋代にあつては、一人が一日に食べる米が、大人こどもを問わず平均一升であつたと考えられ、したがって、一ヶ月で各人が三斗の米を消費する。官僚の家屬が二、三十人だと推測されるから、總計六石乃至九石の米が一ヶ月に必要となる。もちろん、官僚の家には兵卒や人夫のような肉體的重労働をする人はいないと考えなければならぬので、こうした一日一升の米の消費量を考えることができるのである。この米の必要量六石乃至九石を、北宋の標準米價、一升六乃至七錢で計算すると、三貫六百文〜四貫二百文から五貫四百文〜六貫三百文になる。南宋初期の標準米價一升約三十錢で計算すると、十八貫乃至二十七貫になり、南宋政權の安定期における標準米價一升十二乃至十三錢から二十四乃至二十五錢で計算すれば、六石では七貫二百文から十五貫ということになり、九石では十貫八百文から二十二貫五百文になる。さらに、南宋末期の米價一升五十錢によれば、三十貫から四十五貫になる。食すること、それも主食だけ食べておれば生活できるという假定が存在すれば、官僚の生活費は右のようになる。

むろん、米ばかり食べているわけには行かないのであつて、副食のことを考えなければならぬ。官僚の副食費の總額がどれくらいであつたのかは、資料を全く缺いてわからない。しかし、兵卒については、費用だけであるけれども、若干の資料が

あつて、一日一人に十錢の副食費が支給されていたことがわかる。⁽⁴⁴⁾宋代の兵卒が、粗衣粗食に耐えたものか、あるいは兵卒とは名ばかりで、豪華な生活をしていたものか、にわかに断定できない。しかし、普通の考えからすれば、ここにいう一日十錢の兵卒の副食費は、決して最高限度を示すものではなからう。ことに、官僚の副食の方が高價で贅澤であつたと考えるのが當然であるから、兵卒の副食費が官僚に比べてはるかに少ないものであつただろう。しかし、ここでは兵卒についての一日十錢という副食費が、官僚の家屬における最低水準の平均的副食費と考へておく。その結果を計算すれば、一人一ヶ月の副食費が三百錢になり、二、三十人の家屬では六貫乃至九貫の費用といふことになる。⁽⁴⁵⁾したがつて、北宋の場合、食費は二十人家屬で九貫六百文乃至十貫二百文、三十人家屬なら十四貫四百文乃至十五貫三百文になる。王安石が「内外數十口」の家屬が自分の俸給に依存している、といふのは、⁽⁴⁶⁾おそらく彼が簽書淮南判官から知鄆縣になつたころ、すなわち仁宗の慶曆年間であつたらう。知鄆縣であつたとすれば、彼の俸給は二十貫以下である。これに寄祿官に對する俸給が加算されるから、机上の計算では最高三十貫の俸給収入があつたと考へられる。⁽⁴⁷⁾いまかりに「内外數十口」を割引きして三十人とすれば、王安石の家屬が必要とする食費は、右の最高収入額にあつて約五割を占めるわけである。とすれば、名譽はあつても實質的利益の少ない中央官より、少しでも實入りの多い地方にとどまりたいと言ひ出して、彼が書簡の中で泣き言をいうすのも無理はない。⁽⁴⁸⁾

なお注意すべきは、以上に述べた食費、すなわち一日一人につき十六乃至十七錢というのは最低限の推測であることである。實際には、一日百錢あれば、うまいものが十分に食えるといふ話があり、⁽⁴⁹⁾これによれば、おそらく一人につき一ヶ月三貫の錢が必要であり、もしも二、三十人の家屬があれば、ほとんどの官僚の俸給が影も形もなくなるのは無論のこと、全員に食事が行きわたらない場合さえ生じてくる。

また官僚候補生ともいふべき國子監の外舍生に對して、一人一ヶ月につき八百五十錢の食費を支給していたけれども、神宗の元豐三年に至つて、一貫一百錢に増加した事實がある。⁽⁵⁰⁾さきの一ヶ月三貫の費用にくらべると、これは約三分の一にあたる。官僚候補生である太學生でも、これだけの食費が必要な經費として認められていた。かりに、この額で計算するとしても、官

僚の俸給の全部または大部分がその家屬の食費に奪われることになる。

しかし、宋代社會にあつて、一般民衆とは隔絶した地歩を固めた官僚とその家屬が、食費だけで生活できたとは考えられない。⁽⁵¹⁾人間の生活は衣・食・住の三分野が基本的なものとして考えられるし、宋代の官僚の場合には、もう一つの重要な要素として文化生活も考えておかねばならない。だから官僚の生活費全體は食費の數倍あるいは十數倍になったと推定することが可能であろう。それでは、生活現象のすべてを含めて、いったいどれくらいの費用を必要としたであろうか。これに關する資料は皆無に近く、確かなことはつかみえないが、ただ、最下級の士大夫でも、一ヶ月に百貫以上を必要としたことが明言されている。⁽⁵²⁾もっとも、この資料は、あるいは公務における官僚一人の必要經費を述べたものとも思われるが、さきに述べた食費の問題を考え合わせると、この額はあながち出鱈目ではないようである。これだけの金額があれば、選ばれた者としての官僚の體面を維持することができるのではあるまいか。

さらに、南方の邊境地帯で叛亂を起した儂智高の母子が、捕えられて京師に送られてきたとき、政府の方では、考えるところがあつて、母子に欲しいものを入れて好きなように振舞させたが、彼らは一ヶ月に三百貫以上の錢を費やしたといわれる。⁽⁵³⁾これは特殊な場合であつて、官僚たちと同日に論ずることはできないけれども、官僚一人が毎月最低百貫の錢を必要としたことを、側面から證明するものだといえるのではなからうか。ただ、蘇軾が黃州へ流されたとき、毎月一日に四貫五百錢をとり出して、三十等分し、一日百五十錢を使って生活したという話があり、⁽⁵⁴⁾相當安あがりの生活費で過していたのである。これは蘇軾みずから「痛自節儉」と記述しているように、たいへんな儉約を實踐した結果、このようなことが可能になったと考えるべきである。

こうして、全體的な生活費は相當高くついたために、俸給のこと、あるいは一家や家屬のことを書き記した資料の内容は、ほとんど全部が、一族・家屬が多いために生活が苦しいことを訴えている。⁽⁵⁵⁾

む す び

官僚の生活費がどれほどであったか。より正確にいつて、官僚を中心とする集團が生活してゆくためにどれほどの金額を必要としたのか。この問題について、本稿では主要穀物だと考えられる米をとりあげ、米價と消費量、および官僚の家屬集團の規模を想定して、いちおうの算定を試みた。その結果、つぎの結論が導き出せる。俸給にのみ依存して生活しうる官僚は、まづ存在しえない。つまり、純粹に俸給生活者としての官僚はありえないのである。

ただし、實際に官僚の生活費がどれくらいかかったかという點は、はなはだ曖昧であつて、一ヶ月百貫といわれているかわら、切りつめれば一ヶ月、五貫でやってゆけるという事實もあり、なかなか決定し難いのである。また、兵卒については、年間一人につき七十貫から百貫、時には五十貫の費用を必要とするといわれ、これを一ヶ月に換算すれば、四貫から八貫に相當する。官僚とその家屬の生活費が、兵卒以下であるとは、まず考えられないことである。さらに、政府が雇用する人夫の場合、一日二〜三十錢から二百錢が支給されることになつていたが、南宋では、一日二百錢でも一家の生活は困難だといわれている。⁽⁵⁷⁾このことから、北宋では、たとえば一日百錢で事足りたとしても、一ヶ月では三貫の錢が必要であるし、南宋では、一ヶ月六貫あつても、一家の生計を立てることが困難だったわけである。また、西方の異民族を捕獲してこれに住居を與え、加えて毎月十貫の錢と穀物三石を支給し、生活が不安でないよう配慮している。⁽⁵⁸⁾

官僚の生活が、兵卒や人夫、また西方人と同じであつたとは、到底考えるわけにはゆかない。優雅な文化的生活のためには、そして民衆とは比較にならない選ばれた人としての體面を保つためには、さらに皇帝權力の手先として民衆を支配するためにも、官僚の生活費ははるかに高い費用を必要としたであらう。それは、さきに述べた一ヶ月百貫という最も下級の官僚の生活費が物語っている。

すでに述べて来たように、官僚の生活費は彼らが俸給生活者としてあるかぎり、十分な供給を望めなかった。最大の問題は、米價の變動が示しているように、時代によって高低があり、さらに北宋と南宋を比べても最低二倍、最高十倍になっている。にもかかわらず、俸給の支給額には根本的な改訂が加えられなかった。結局、時がたつにつれて官僚の生活は苦しくなつて行つたのである。その解決策は何であつたか。官僚たちは自己の保有する權力を最大限に發揮することに解決の糸口を求めたのである。すなわち、一方では、ごく手輕な賄賂の獲得にはしり、他方では、他人に名をかりた大土地所有や商業活動へ向つた。宋朝政權が成立してから、時間の経過にしたがつて、官僚たちのこうした解決策が盛んに行われるようになったのは周知のとおりである。その原因の一つに、俸給生活が行き詰つていったことも考えなければならぬだろう。

(一九七〇・二二・二八)

註

- (1) 例えば、周藤吉之「宋代官僚制と大土地所有」(社會構成史體系第八回 日本評論社 一九五〇) など。
- (2) 拙稿「宋代の俸給について——文臣官僚を中心として——」(東方學報 京都 第四十一冊 一九七〇)
- (3) 斯波義信「宋代商業史研究」(風間書房 一九六八) 第三章第一節「一」米穀の條。
- (4) 斯波氏前掲書一四二頁。
- (5) 米穀の品種について論じたものには次のような論文がある。
加藤繁 支那に於ける占域稻栽培の發達に就いて(史學雜誌十八卷二・三號 一九三九)
支那に於ける稻作特にその品種の發達に就いて(東洋學報三一卷一號 一九四七)
日野開三郎 米(西日本史學八・九號 一九五一)
稻——唐宋用語解之二——(史淵五〇號 一九五一)
床——唐宋用語解之五——(東方學七號 一九五三)
- (6) 陳裕菁 北宋米價考(史學雜誌第一卷第三期 一九二八)
全漢昇 北宋物價的變動(國立中央研究院歷史語言研究所集刊一(七) 史觀第六十五・六・七合冊 一九六二) がある。
- (7) 天野元之助 中國の黍稷粟梁考——中國作物史の一齣——(東亞經濟研究四卷一號 一九五九)
中國の稻考——中國作物史の一齣——(人文研究十卷十號 一九五九)
などが、ほかに斯波義信「宋代商業史研究」第三章第一節「一」米穀 一生産と流通(III) 品種・銘柄の條がある。また唐代については粟米の呼稱に關して、根本誠「唐代の主要物資の價格について」(史觀第六十五・六・七合冊 一九六二) がある。

一九四四)

〃 南宋初年物價の大變動(國立中央研究院歷史語言研究所集刊一一 一九四四)

〃 宋末的通貨膨脹及其對於物價的影響(國立中央研究院歷史語言研究所集刊 一九四八)

(8) 築山治三郎 唐代政治制度の研究(創元社 一九六七) 五七〇頁參照。

(9) 表について説明を加える前に若干述べておきたいことがある。まず、引用書籍の略稱に關してであるが、長編は李燾の續資治通鑑長編の、會要は宋會要輯稿の、繫年要錄は李心傳の建炎以來繫年要錄の、それぞれ略稱である。

つぎに、宋人の首都に對する考え方について觸れておきたい。長編卷四九三紹聖四年十二月癸卯の條に、

御史蔡蹈言……略……臣伏思、京師爲諸夏之根本、天子施德布惠、必先及之、所以重本而馭末也……略……

とあつて、開封府東明縣の旱魃による被害を救濟せんとしたときに、首都が天下の中心であるから、天子の恩惠はまずここから施してゆかねばならないといつてゐる。また、繫年要錄卷七建炎元年七月丁未の條にも、

(宗澤)又請上回鑾表曰……略……臣竊聞、將士籍籍皆願陛下歸京師云、京師是衆兵駐劄之本根也、商旅籍籍皆願陛下歸京師云、京師是天下賈販之要區也、農民籍籍皆願陛下歸京師云、京師是天下首善之地也、士大夫懷忠義者、籍籍皆願陛下歸京師云、京師是陛下朝宗之域也……略……

と述べられていて、首都の重要性がさまざまな側面から述べられてゐる。右の二つの資料からだけでも、宋朝國家における首都の位置が理解できるし、同時に、米價問題を論じる場合に首都をとりあげた理由を明らかにするものである。

さて、第一表について説明を加えておく。1と1'は宋史陳從信傳

と長編で開寶三年と開寶五年とに區別されているが、同じ事を言つたものである。この記事は、陳從信が太宗に答へてゐるもので、「今市米騰貴」とあるから、一升七錢でも、當時としては高かつたのである。

2は、陳裕善氏は續資治通鑑卷十五の記事を引用しているが、長編でも同じ記事があつて、

國子博士李覺上言……略……近歲以來、都下粟麥至賤、倉庫充物、露積紅腐、陳陳相因、或以充賞給、鬪直十錢……略……諸軍餼人、舊日給米二升、今若月給賦錢三百、人心樂焉、是一對爲錢五十、計江淮運米工腳、亦不減此數、望明敕軍中、各從其便、願受錢者、若市價官米斗爲錢二十、即增給十錢、裁足以當工腳之直、而官私獲利、數月之內、米價必增、農民受賜矣……略……

という、つまり米價が非常に低くて一升二乃至三錢ならば、農民も損をするというのである。したがつて、ここで述べられている米價は安過ぎるのである。

3は、長編卷七〇に、

是月、京東西・河北・河東・江淮・兩浙・荆湖・福建・廣南路、皆大稔、米斗錢七八十。

とあつて、全國的な大豊作で一升七乃至八錢であつた。

4・5・6は、鄭俠の西塘先生文集卷一「開倉糶米」の項に、
……略……自三月初十日以來、聞知市易司抵當米住支、十一日以後、聞米價日有增長、自八十五文一斗、增至二十五日、米一斗一百五文、準三月二十七日勅、京城差官於諸寺舍糶米、當日米價頓減、至三月三十日、在市米價斗七十五文……略……

とあつて、米價が高くなつて、一升八・五錢から、十・五錢になつたが、市易司の抵當米を放出したことによつて七・五文になつたといつてゐる。つまり、一升八・五文ですら米價としては高いことをいつてゐる。

7・8・9は、長編卷二五一に、

上批、聞都下米麥踴貴、可令司農寺發寄倉常平麥、不計元糶價、比布市見賣之直、量減錢出糶、時米價斗錢百五十、已詔司農寺、以常平米三十二萬斛、三司米百九十萬斛、平其價、至斗百錢、至是又減十錢、並至官場出糶、民甚便之。

とあって、一升十五錢という米價は高すぎるので、官有米を放出して一升十錢としたが、さらに一升九錢にまで下げている。

10・11は、長編卷二五二に、

又詔、三司以上等粳米每石爲錢一千、于乾明寺米場、聽民除請、中等粳米每斗爲錢八十五文、零糶與貧民、無與停販之家、立許人告捕法。

とあって、上等粳米は一升十錢であったが、貧民を對象とする中等粳米は一升八・五錢としている。

12は、長編卷二六五熙寧八年六月戊申の條に「呂惠卿日録」を引いて、

(熙寧)八年九月十六日進呈、糶運米令市易俵放文字、余曰、元初只見在京八十價糶了米、司農寺以一百價賒糶了米、又東南八十價折斛、即是不得八十價米、又以二十文致到、河北不過一百文糶一斗六七分粟、米不爲貴……略……

とあって、八十價というのは八十文のことを意味し、京師では一升八錢乃至十錢で米の買い入れが行われていたのである。糶價すなわち買い入れ價格が一般市價より高いのは當然である。

13は、陳裕菁氏が「北宋米價考」の八に「米一斗四百に達するものがあつた」というのは、或いは邊境の事件のためかもしれないが、これは全く鈔價の下落によるもので、必ずしも米價が高かつたためではなからう。もし見錢で計算すれば、恐らく(一斗)二百(錢)前後を超過するものではない」と述べているように、四十というものは單位の不明確な數字である。しかも、この資料の前文に、

自崇寧來、鈔法累更、京師無見錢之積、而給鈔數倍於昔年、鈔至京師、無錢可給、遂致鈔直十不得一。

とあって、陳氏の推定よりさらに廉價であつたと考えられる。

14は、13と同様、二十五と三十の單位が明確ではない。その上13と同じ状態が考えられるので、一升當りの價格は大巾に下げて考えるべきであろう。

15・16・17・18・19は、北宋末、京師が大混亂に陥つた時の米價であるから、平常の米價とは比較できない。

(10)

第二表について補足説明をおきたい。南宋初代皇帝高宗は南京應天府で即位してから紹興八年二月に杭州臨安府に落ち着くまで兩浙路の各地を轉々としていた。したがって、表の20から36までは、いちおう兩宋交代の混亂期における米價であると考えておきたい。

37は會要食貨四〇に、

侍御史蕭振言、……略……臣嘗詢浙西、凡秋成米賤之時、其價概以官斗、每一斗民間率用錢三百足、亦有三百已下、今來收糶、須是量增價直、如民間每斗用錢三百足、官中須用錢三百三十五文足、其價隨時低昂、爲之增減、常使官中、比民間價十分中、多二分……略……

とある。つまり一升三十錢の價格が紹興八年九月四日以前の浙西では普通であつた。このことは小字の注の中にも觸れられている。原則的に、右の資料のような場合、注の文章というのは、當時として普通のことを述べたものと解釋できよう。また政府買い上げの米價が民間のそれより、若干高くしてあることは注意しておかねばならない。

38は繫年要錄卷一六三に、

……略……頃嘗指揮州縣、貧乏之家、生男女、不能贍養者、每人支錢四千、後改支義倉米一石、然近於臨安市井窮民、未聞有得斗米千錢者……略……

とあり、米價の資料としてはいささか疑問のあるところである。ただ、米一斗千錢すなわち一升百錢にはなりえないことだけがわかる。つまり、表の38で一升百錢以下としているが、實際は百錢をはるか

に下まわっていた。

39は繫年要録卷一七二に、

戸部尙書韓仲通言、今斗米爲錢、不滿二百、正宜積穀之時、如輩穀之下、諸軍雲屯、仰哺太倉……略……。

とあって、米價が一升二十錢以下だから、この時に大量の買入れを行おうという。一升二十錢以下というのが、大量買入れの時期の價格ではあるが、異常に安い價格ではなかった。

40は會要食貨四〇に、

戸部言、今來秋成不遠、欲預行措置、儲蓄收糶、以爲賑貸之備、……略……令逐路轉運司、選委清強官置場、或就客船與販到米斛、增價通融收糶、謂如市色每斗一百五十文、增作一百六十文之類。

とあり、收穫期を迎えて官が米穀買上げの準備をしている。注に一升十五錢という例があげられているが、これも37と同じく、當時の標準として考えられていたものが記録されている。つまり、大豊作とか大凶作とかいう突發事件が生じないかぎり、一升十五錢が當時の普通の米價であつたと考えられる。

41・42・43は李彌遜の筠谿集卷二「乞置使積粟劄子」の記事である。李彌遜は大觀三年に上舎第一となり、のちに秦檜に斥けられた人で、北宋末から南宋初めの人である。筠谿集の内容からみて、この劄子は紹興年間の前半の様子を述べたものであろう。筠谿集には、

逐年視六路豊凶、災傷去處、難得本色、則令減價納錢、豐熟去處、穀賤傷農、則令增價收糶、以補合發之數、其贏則歸本司、謂如災傷地欠、科米五百、即折納四百文、豐熟地欠、科米二百、即增作三百文收糶、其贏猶有
一百文、歸本司之類。

とあり、また別の項で、
今來措置糶本爲先、且即以米價每斛約三百文、計用六百萬貫、可糶二百萬碩……略……。

という。この資料が行在そのものかどうかは疑

問の残るところである。しかし、ここで六路と記しているのは東南六路のことを意味するのであろうし、もしもそうでないとしても、全国的な普遍的狀況を言っているものと解せば、行在やその周辺の米價にも言及しているものと考えてよいだろう。初めの資料で記述されている一升の米價、五十錢・二十錢・三十錢は一つの假定として載せられており、また二番目の資料も同じ性質の記述である。ただ、37や40と同様、當時の標準的な價格として把えることはできるとりわけ、二番目の資料の一升三十錢は、米價の基準として考えていたのであろう。

44は葛勝仲の丹陽集卷三「與制置發運書」の記事である。葛勝仲は紹聖四年の進士で、紹興十四年に死んでいる。この資料は恐らく南宋初めのものと思われるが、決め手になる事柄が内容に見られない。あるいは、33の紹興二年の記事と合致するのも知れない。記述は「……略……今米價正踴、一斗將三百餘……略……」となっていて、吳興の米價が高くなって一升三十錢餘りであった。

45は李光の莊簡集卷一「乞蠲二浙積欠劄子」の記事による。記述は、

近年以來、國運艱難、中原板蕩、陛下駐蹕東南……略……師旅飢饉之後、斗米千錢、民雖凋弊、罔有怨詞……略……。

とあり、戰爭と飢饉のため米一升百錢にもなっていた。ただ、この資料も、本文に記されているように、紹興初めのものである。

46は薛季宣の薛浪語集卷一八「(湖州)與宰執書」の記事で、
……略……本州軍糧、並無苗米可辦、以此歲計極窘、糶米七萬一千五百餘碩、約用錢二十一萬四千餘貫……略……。

とあり、湖州が買上げた米は一升につき三十錢であったことになり、薛季宣は高宗末年から寧宗時代にかけての人で、この頃の米價は、糶價が市價より幾分高いから、一升三十錢以下であったことがわかる。

47は會要食貨四〇の記事で、

戸部言、内外不住添屯軍馬、合用糧斛、比舊增廣、萬數浩翰、今來秋成不遠、理宜措置收糶、添助支用、今且以每石作二貫文、……略……照應市價低賤去處、依時價盡本通融、收糶好米、欲浙西路糶四十萬碩、支降本錢八十萬貫……略……

とある。政府買い上げ價格を一升二十錢に規制し、實際に買い上げるときには時價に對應することにはしているが、一升二十錢の米價は變えていない。つまり、論理的には當時の米價が一升二十錢以下であった。

48は會要食貨四〇に、詔、支降本錢三百四十萬五千貫、付逐路沿流州軍守臣置場、別項和糶米一百五十萬石……略……

とあり、47と同様、政府の方で一升二十二、五錢と規制して、米の買い上げを指令している。

49は會要食貨六八に、知鎮江府方滋言、丹徒・丹陽・金壇三縣、金秋雨傷稼穡……略……
：就委官、於金壇縣添撥米二千二百石、丹陽縣添撥米八百石、並各減價、每升作二十五文省、置場賑糶、每人日糶、不得過二升……略……

とあり、秋雨で收穫が進まず、米價が高くなったので、官有米を放出し、その價格を一升二十五文省とした。省陌は、七割とか七割七分とか言われているから、一升二十文以下の米價であった。これも47・48と同様、政府の米價安定策の一つである。

50・51は會要食貨六八の記事で、……略……臣寮言、臨安府諸縣、及劄西州軍、舊來冬春之間、民戸闕食、多詣富家借貸、每借一斗、限至秋成交還加數升、或至一倍、自近年歲歉艱食、富有之家放米、人立約每米一斗錢五百、細民但救目前、不惜倍稱之息、及至秋收、一斗不過百二三十、則率用米四斗、方糶得錢五百、以償去年斗米之價、……略……
とある。この條全體は富民の高利な米の貸し出しを禁じたもので、

貧民が金持の所から米を借りると、一升五十錢につりあげられるが、秋の收穫期になると一升十二乃至十三錢になる。つまり、一升十二と三錢くらいが普通の米價ということになる。

52は會要食貨六三の記事で、

臣僚言、浙西・江東・淮東路諸處沙田蘆場、……略……其所納米斛、如願稻子、以稻子二碩、折米一碩、如願折錢、以米一斗、折錢三百、小麥每斗、折錢一百五十……略……

とあり、租稅納入の際の米價が記されている。これも市場の米價ではないが、米價の基準として一升三十錢という換算比率を出している。

53は會要食貨六八の記事で、

權知高郵軍劉彥言、本軍高郵・興化縣、人戸旱澇、又有黑風傷稼、乞於本軍大軍倉內、取撥米一萬碩、每斗作價錢一百五十文省、出糶……略……

とあり、救済のために官有米を放出し、その價格を一升十五文省とした。したがって市場の米價はこれより割高であったことになる。

54・55・56は乾道二年の進士、蔡敷の定齋集の記事である。恐らく孝宗時代の事情を述べたものと思われる。54は卷四「乞平糶劄子」に、

……略……自去歲、江浙大稔、斗米之直百五十錢、今浙西兩場時若、高下之田、皆有豐登之望、新穀既升、其直愈賤、老農咸謂、數十年來、所未嘗有……略……

とあり、豐作のため一升十五乃至十六錢になったが、これでは安すぎて、農民を苦しめるから、しかるべく増價して官が買い入れをすべきだ、というのがこの劄子の意見である。55は「論時事劄子」に、

……略……臣所歷淮浙八郡、蘇・秀中熟、常・潤所收僅六七分、自江而北、截長補短、大率不減六分、斗米不過二百五六十錢、錢會流通、民族安便、盜賊不興、邊鄙帖然……略……

とあって、いささか凶作氣味で、米一升が二十五乃至二十六錢にな

つたが、社會問題をひきおこすことはなかったという。56は卷六「乞賑濟劄子」に、

臣竊見、八月十日以後、連夕大雨、本府管下天目諸山、洪水暴發、餘杭・臨安新城、被害最酷……略……臣妄意擬于檐管米、且借三十萬石、減價振糶、照得、原價每石二貫三百文省、量減三百、每升只作二十文省出糶、庶使飢民易于收糶……略……

とあり、臨安六縣の民衆が大雨のため苦しんでいるから、一升二十文省の價格で官有米を放出しようというのである。おそらく、一升十五〜六錢の價格で賣り出したものと考えられる。つまり定齋集の三つの資料は、臨安府やその周邊では、米が一升十五〜六錢から二十五〜六錢までならば、價格變動の許容範圍であったことをいっているであろう。

57・58・59・60は朱熹の朱文公文集の記事である。朱熹は主に孝宗・光宗時代に地方官になった。とくに淳熙年間の後半に提舉兩浙東路常平茶鹽公事となつて行なつた飢饉救済は有名で、ここにあげた資料もその頃のものであろう。57は卷十七「奏衢州官吏擅支常平義倉米狀」に、

……略……今來早勢已成、衢州尤甚、昨日有轉運司差出官員、自彼回來說、城中米價已是七十文足一升、兼本州水路淺澁、卒難般運他處米斛將來……略……

とあって、衢州の城内では、早魃と水路の不整備から、米一升七十錢になったという。58は同じく卷十七「奏揀荒畫一事件狀」の「簽黃」に、

臣所乞錢數雖多、然以今日明州中色米價計之、方糶得二十四五萬石……略……

とあり、同卷「奏揀荒事宜畫一狀」の「貼黃」に、
……略……臣昨奏請給降錢一百萬貫、爲一路救荒之備、已蒙聖慈開允、應副三十萬貫、不勝幸甚、然臣自昨者具奏之後、續據諸州申到所乞錢數、明州一百萬貫……略……臣竊計、本路四十一縣、

除得熟縣分不過十數、其餘大抵皆荒、且以三十縣計之、若得二百萬貫、則一路可得米五十萬石……略……

とある。つまり明州の場合も兩浙路の場合も、災害のために飢饉がおこり、米價は一升四十錢になった。59は58の後半の資料、すなわち卷十七「奏揀荒事宜畫一狀」に、58の記事に引きつづいて、

……略……今乃僅得三十萬貫、則是一路得米、不過七萬餘石……略……

とあり、七萬石とした場合に一升の米價が約四十三錢になり、七萬餘石とあるから一升四十錢くらいが考えられる。60は卷二「申知江山縣王執中不職狀」に、

……略……浙東久闕雨澤、近自衢州江山來者、本縣被旱最甚、苗已就槁、民尤乏食……略……據衢州繳到諸縣所申米價、每升皆四十五文上下、其江山縣狀內、獨稱大禾米每省升、止糶一十八文、小禾米一十七文足、比之諸縣米價、大段遼遠、與所訪聞事體不同……略……

とあって、衢州縣下の米價は、災害のために一升四十錢であった。57から60までの資料は、淳熙後半の浙東地方では、災害のために米價が一升四十錢になったが、さらに高いものには一升七十錢になったものもあったことを述べている。

61・62は董煇の救荒活民書の資料である。著者董煇は紹熙五年の進士であるから、この二つの資料は寧宗の頃のものと考えられる。

卷二「借貸內庫」の「賑糶」の項に、

此係用常平米、其法在于平準市價、默消閉糶之風、如市價三十文一升、常平只等糶時本錢、或十五六至二十文一升出糶……略……とある。米價が高くなつて一升三十錢になった場合は官有米を放出することにし、その際、買上げた時の價格に従つて一升十五〜六十錢くらいになるが、官が米の買い上げを行う時、すなわち平年作かそれ以上の豊作の時は一升十五〜六錢から二十錢くらいであった

ことがわかるのである。

63は會要食貨六八に、

臣僚言、都城近日糶價增長、細民艱食、啓啓然皆謂、目今米斗一千、未聞施惠之令、乞令臨江府守臣、以禮勸諭豪富蓄米之家、稍損時價、廣行賑糶、宰執而下、顧募餘人米數多者、亦時暫裁損、以備糶濟、諸郡有閉糶去處、從朝廷更加約束、嚴作懲治、庶幾客米日至、方此隆冬、若不早賜矜恤、都民饑寒所迫、非獨糶妻賣子……略……從之。

とみえる。米價が高騰して一升百錢になったが、まだ救済命令がおりない。そこで富豪・官僚・地方の各方面を對象とした應急策が講じられている。つまり、一升百錢の米價は異常な高値であったことを物語っている。

64・65は杜範の杜清獻公集の記事である。彼は寧宗嘉定元年の進士で、理宗淳祐年間に右丞相になった。64は卷一〇「八月己見劄子」に、

……略……今夏五月、被命入京、得於所見、又非端平之舊、今纔四閱月、視初至之時、抑又大異矣、天災早曠、昔固有之、而倉廩匱竭、月支不繼、上下凜凜、殆如窮人、昔所無也、物價騰踊、昔固有之、而升米一千、其增未已、日用所需、十倍於前、昔所無也……略……

とある。杜清獻集卷九に「嘉熙四年被召入見第一劄」があり、以下一連の劄子が載せられているから、この資料は嘉熙四年八月のことである。端平年間（一二三四—一二三六）からわずか四五五年を経過した嘉熙四年（一二四〇）であるのに、社會状況はすっかりかわり、物價は高騰して米一升が二千（錢）になったし、日常必需品も、昔の十倍になったという。同じ杜清獻集卷一〇「吏部侍郎己見第一劄」にも、

……略……去歲潮左、早曠異常、浙右雖得中熟、而仰食既多、米價十倍其湧……略……

とあり、米價を含む諸物價が災害のために昔日の十倍になったという。一升一千（錢）が昔日の十倍といえ、一升百（錢）が昔日の米價ということになり、63の嘉定元年の資料がこれに該当するのかも知れない。十三世紀に入ってから南宋は、一二〇六年に韓侂胄が金と開戦し、翌〇七年に史彌遠が韓侂胄を殺して小康状態を得たが、十七八年頃からまた金と開戦し、以後、李全の叛亂（三五）年、金の滅亡（三四）年、があつて蒙古との直接交渉がはじまり、三六年以後は蒙古との戦争状態が繼續して、宋が滅亡する（七九）年。したがって、十三世紀以後の南宋は常に戦時體制にあつたと考えられるから、米價問題もこの點に注意しておかなければならない。65は、卷十一「上己見三事吏部」に、

……略……臣竊見、今歲之旱、京輔爲甚、粵自夏初、以至秋末、中間小雨、僅成沾濡、陰陽乖離、其變特異、河運不通、斗米十千、又復日長、京城細民、無所得食……略……

とあつて、恐らく嘉熙四年頃かと思われるが、災害のため米一升一千（錢）であつたという。これも64と同じく、社會状況の不安による全般的な物價高騰を考へておかねばならない。

66・67は嘉定十六年の進士、徐鹿卿の清正存稿の記事である。卷一「奏乞科撥糶本賑濟饑民劄」に、

……略……自南康・池陽・太平、以達于建康、凡歷四郡、所至延見士民、咨詢利害、而足跡之所未及者、亦博加探聽、其病民之事、固非一端、必最以歲事不登粒食翔踊爲大苦、歲入既虧、而淮民又聚食於江南、加之剽掠焚蕩、時時竊發、目下米一斛、廉者六七千、高者至百餘千、流離殍死、氣象蕭然、客販不通、而常平義倉之積無幾……略……

とあり、米價が安くても一升六百乃至七百（錢）、高ければ一升一千（錢）以上であつた。もしここでいう一斛を吳承洛「中國度量衡史」（商務印書館 一九五七年上海第一次印刷本）によつて五斗とすれば、安くて一升一千二百乃至一千四百（錢）、高ければ一升二千（錢）

以上ということになる。度量衡の単位について、とくに斛が石と同じく十斗なのか、石とはちがって五斗なのかは議論のあるところで、夢溪筆談、陔餘叢考、吳承洛中國度量衡史をはじめ、伊藤東涯の制度通、狩谷掖齋の本朝度量權衡考など、多くの著書に考證がみられる。ただ、米價をしらべていると、場合によって解釋を一定させることができないように感じる。第一・二表では、資料の23とこの66が斛という単位をつかっているが、23の場合は、一斛 \parallel 五斗として一升二百四十錢の方が、前後の資料と比較してよさそうであり、この66・67では一斛 \parallel 十斗として、一升六百乃至一千とした方がよさそうである。なお、全漢昇氏は66・67の資料を嘉熙四年のものとして定している。

68は李曾伯の可齋雜藁の記事である。四庫全書總目提要によれば、可齋雜藁は淳祐十二年に編纂されたというから、この記事は淳祐年間のことを述べたものであろう。卷十七「除淮閩内引奏劄」に、

……略……姑以邇年已驗者言之、星妖地震、數見屢書、蝗孽旱災、所在爲虐、京畿近地、米石百千、殍殍相望、中外凍凜、天變可謂極矣……略……

とあって、天變が極まったと言われるほど災害が続き、米一升一千(錢)にもなった。

69は黃震の黃氏日鈔分類卷七三申明四の「第四任行在點檢所檢察」の條の「申京尹洪尙書覆帖」に、

……略……頃者、大府住免應兌米局、市井閭閻聲如雷、元價每斗二貫八百、兩日間、即減至二貫、人莫不以爲此住免米局之效、近兩日、俄又增至二貫六百……略……

とあり、この條の最後に「咸淳三年丁卯十二月初四日」と日時が話入されている。一升二百八十(錢)が元價であったが、米局をやめたので、すぐに一升二百にまで米價が下がった。しかし、米局の胥吏が私の利益のために裏で操作して一升二百六十にまで米價をつりあげたことを述べた一條である。

(11)

以上第二表について補足説明を行なったが、南宋の物價を考える際、最も重要なことは會子の問題である。20から69までの資料のうち、錢でいくらというところが明記してないものは、必ず會子の問題を考えねばならない。また、一斗幾文などと書いてあるものも、會子の價格で表示されている場合を考える必要がある。ただ、本表では、南宋の標準的米價の設定を目的にするので、會子の價値などについては、いちおうの考慮をするだけにとどめた。したがって、20以後の全資料を疑ってかかると同時に、とりわけ63以下の資料は會子で表示されていることはほぼ確實だと考えられるから、一升當りの價格の數字も信用できない場合もあろうかと考えられる。

李彌遜は、宋史本傳(卷三八二)や、四庫全書總目提要別集類九に記されているとおり、大觀三年の上舎第一で、高宗時代に戸部侍郎になった。そのあと秦檜に斥けられているから、この資料は高宗年間のものであり、しかも、李彌遜は紹興十年に隠退している。これより少し以前のものかと思われる。いま一つ、年代を決定する材料として、本文中の「國家用武十有餘年」という記述がある。これによっても、紹興十年に近いころの有様を述べているものと考えられるのである。さて、筠谿集卷二「乞置使積粟劄子」では、

……略……國家用武、十有餘年、軍餉日滋、終歲所入、才可給目前仰食之衆、水旱盜賊之備不與焉、……略……

と書いており、こうした状態で、一朝事有れば、何とも手の施しようがない。だから「粟を積み、國を充たす」ことが緊急に重要なことであり、そのために發運司を置いて、米穀を買い集めよう、という議論が展開される。その中の發運司の職掌を述べた一項で、その雙行注として以下のように記している。

謂如災傷地分、糶米五百、即折納四百文、豐熟地分、糶米二百、即增作三百文、收糶、其贏猶有一百文、歸本司之類。

注(10)の資料41・42・43の説明でも觸れたように、注という型式をとって書いている事柄は、特定の内容について述べているものとは

考えられない。むしろ、その時におけるごく普通常識的なこと、當時の誰もが承認しうることを記している。すなわち、一升五十錢という米價は災害地では普通にみられ、一升二十錢は豊作地帯ではよくある光景であった。これを一升三十錢にして買い上げてやることは、とりもなおさず當時の米價として一升三十錢は決して高いものではない。だから政府の方でも大量の買い上げを行ったのである。結局、紹興十年頃からいくらか古い時期には、米一升三十錢前後が普通の價格であったことになる。

(12) 註(10)資料37の説明参照。

(13) 註(10)資料40の説明参照。

(14) 註(10)のそれぞれの資料に関する説明参照。

(15) 註(10)資料64以下の説明参照。

(16) 南宋の米價については、周藤吉之氏が「東洋中世史(三)」(平凡社一九三九)の第二篇「社會と經濟」第九章「南宋の農民問題と宋の社會政策」一「農民の負擔と救荒制度」の中で、平時と饑饉の米價表を作っておられる。ただこれも、先の陳・全兩氏の論文と同様、各地の米價が、時代に從って列記してある。さらに、讀者の層を考慮されたことと思われるが、資料原典を明らかにされていない。本稿に使った資料と重複しているものが多いかと思われる。

(17) 例えば、北宋の米價に關して言えば、まず長編卷五一二元符二年七月癸卯の條に、

……略……(呂)惠卿言……略……熙寧・元豐十餘年間、米價除元豐五年係軍興每斗三百四十文外、其餘年分、賤止八十文、貴不過一百八十文……略……

とあって、神宗時代に米價が一升八文から十八文の間にあったことを述べている。また、東坡奏議卷六「論葉溫叟分擘度牒不公狀」に、元祐五年二月十八日、……略……自去歲十月以後、米價湧長、至每斛九十足錢……略……とあり、また同書卷八「相度準備賑濟第二狀」に、

官僚と俸給

元祐五年九月十七日……略……見今訪聞、蘇・秀州在市米價、已是九十五文足、添長之勢、炎炎未已……略……

とある。北宋元祐年間に、杭州・蘇州一帯では、米が一升九錢以上になったが、知杭州の蘇軾によると米價が高騰した結果、この價格になったという。つまり、北宋の首都の米價と同様、一升七乃至八錢以下であれば「湧長」とか「添長之勢」とかいう表現はつかわれなかったにちがいない。このほか、時代はさしてかわらないが、長編卷四一七元祐三年十一月戊辰の條に曾肇が、

……略……蓋自數年以來、河北・京東・淮南數路、災傷爲甚、今歲河北並邊稍熟、近南州郡亦皆亢旱、京東即今米價、斗百餘錢、盜賊並起……略……

と言っている。河北ではやや收穫できたところもあるが、日照りにさらされた所があり、京東路では米一升十錢餘りであったという。ここでも米價が一升十錢以上だったので曾肇がとりあげたわけ、普通の價格すなわち一升七乃至八錢であれば、わざわざ言及しなかったにちがいない。

一方南宋ではどうなっていたであろうか。南宋初代の宰相になった李綱の梁谿先生文集卷八八「論賑濟劄子」に、

臣到任之初、米一升價錢、至一百三十四文、近來雨澤霑足、早禾已熟、米價頓減、新米一升、止四十五文……略……

とある。李綱の傳記は宋史卷三五八及び三五九に見えるが、これは紹興五年頃の江西の状態を言ったものである。南宋初期の米價は一升三十錢前後という想定に比べて若干高いが、紹興五年という時期を考えれば理解できよう。

紹興二十八年になると、繫年要錄卷一八〇同年十月壬辰の條に、大理正章帖言、荆湖大稔、米升不過六七錢、望遣使就糶……略……

とあって、大豊作のときに荆湖地方で米一升七八錢になったという。紹興末期から十二世紀いっぱいこの想定米價が十五錢を軸に上下する

から、これは普通の半値であり、政府で買い上げを行う好機だったわけである。

孝宗年間は、南宋政權の最も安定した時期である。會要食貨四〇乾道二年七月二十五日の條に、

……略……監行在省倉下界兼監戶部和糶場鄭人傑言、年來豐熟、米價低平、荊門・襄陽・鄂州之米、每碩不過一千、所出亦多……略……

とあって、價格單位が明記されていないが、豐作によって米一升十錢以下であったことがわかる。また同じ會要食貨四〇乾道八年十二月十三日の條に、

……略……訪聞、江西・湖南及黃州・漢陽軍等處、今歲豐稔、米價每碩不過一貫四百文、合措置收糶糶管……略……

とあって、豐作のため米一升が十四文一錢であるから、官が米を買い上げるべきだ、というわけである。同じく會要食貨四一淳熙十二年正月二十八日の條に、

……略……知江陵府趙雄言、昨具奏、取撥朝廷糶米、于今歲春秋、賑糶府縣軍民倉用、共糶過米七萬五千六百八十四石八斗八升三合、淳熙五年、米每升一十九文、淳熙九年、每升二十三文、拘收到價錢一十六萬四千五百七十五貫五百三十三文、從準指揮、候秋成糶還本府、今秋早暵稻收成、即日已依元糶過米數、補糶到米七萬五千六百八十四石八斗八升三合、每石價錢不等、自一貫六百文、至二貫五十文……

とあって、官有米の賣り出し價格は、淳熙五年に一升十九文、淳熙九年には二十三文であったし、淳熙十二年に官が買い入れた米の價格は、一升十六文から二十、五文であった。

寧宗朝について、曹彥約の昌谷集卷九「條具賑濟申提舉司狀」に、
……略……照對、本縣豐熟年分、及今年五六月間、米價每升一十二文、今來緣爲旱傷、米價至一十八文、難未爲甚貴……略……
とあって、豐作のときは米一升十二文、凶作のときは十八文であつ

たという。この資料は開禧三年から嘉定七年の間の、恐らく湖北の状態を述べたものであろう。ところが、寧宗朝の末期すなわち嘉定十一年以降のことを述べたと思われる眞德秀の西山先生眞文忠公集卷一五「申尙書省乞撥降度牒添助宗子請給」に、

……略……以米言之、每歲支二萬二百餘碩、以中價計之、每碩爲錢三萬文、計錢六萬六百餘貫……略……

とある。これは福建の福州における状態を述べたものと考えられ、米一升が三十錢であった。恐らく、寧宗理宗の交代期の頃から、宋末の物價騰貴がはじまったのであろう。

理宗の時代になると、吳泳の鶴林集卷二三「與馬光祖互奏狀」に、
……略……目今米價、每升正是四十見錢、比之台・處諸州米價、最下、豈得謂之翔踴……略……

と言っているように、一升四十錢の米價が通常のものより安いことになっている。この資料は、理宗端平年間の初期のもので、温州のことを述べたものである。

(18) このようにみえてくると、北宋でも南宋でも、中央と地方における米價の間に、大きな懸隔はなかったと考えられるのである。
義莊規矩の中の文正初定規矩に、

一、逐房計口給米、每口一升、並支白米、如支糙米、即臨時加折支糙米、每斗折白八升、逐月實支每口白米三斗。
一、男女五歲以上入數。

とある。白米は精米であり、糙米は玄米であるから、玄米を支給する時は、玄米一斗を白米八升に換算して支給している。

(19) 朱文公文集卷一三「辛丑延和劄子三」の「貼黃」の中で、
……略……竊恐、飢民一日止得半升之米、不能存活……略……と述べ、また同書卷二一「與宰執劄子」では、

……略……將來、飢民日食半升之米、不足充虛接力、不能作業營生、必致殍死流離……略……
と言っている。一人一日半升の米では働くことはもちろん、生きる

ことすらむづかしいというわけである。

(20)

舒文靖公類稿卷三「與陳英仲論荒政」には、
……略……切計、煮粥之費、欲爲一日之飽、人亦不下一升、若廣抄割、以一升之米、給諸其家、縱有死亡、亦免在溝壑……略……と述べられている。

(21)

魯齋王文憲公文集卷一七「回陳樵翁」の條に、
……略……某雖無用於世七十六年、喫了二百七十八石米、可謂古今之幸民、造物之賜侈矣……略……

とある。これによって、七十六年間に二百七十石を食べたとすれば、一日〇、九七五升、二百八十石とすれば一、〇〇九升になり、一日約一升の消費量ということになる。

(22)

雞肋編卷中に「……略……蓋健啖者、一飯不過於二升……略……」とある。

(23)

例えば樓鑰の北行日録をみると、乾道五年十月十九日の條には、
十九日辛丑、晴、行二十里、飯午頓驛、行二十五里、宿荊山上方、
といい、同じく二十日の條には、
二十日壬寅、晴、早登小樓眺望、行十里、飯蔣家店、過縉雲縣……略……

と記し、また二十二日の條には、
二十二日甲辰、夜微霰、早陰晴、行二十七里、飯諸應、行三十餘里、至龍窟、行五里、宿尚書塘。

とある。これ以外にも同じような書き方は全編に見え、明らかに晝食をとっている。また北行日録では、酒を飲んだことなどは記しているが、朝食と夕食については觸れていない。しかし、二十里や三十里を行き、あるいは小樓に登ってから十里進んで、食事しているし、その食事のあとでも二、三十里進んでいるから、當然、朝食と夕食はとっていたと考えるべきであろう。旅行記である北行日録一編だけで、宋人の食事回数を三回と断定するのは早計かも知れないが、ひとまず三回と假定しておきたい。

(24) 夢溪筆談卷一「官政一」に、

凡師行、因糧於敵、最爲急務、運糧不但多費、而勢難行遠、予嘗計之、人負米六斗、卒自攜五日乾糧、人餉一卒、一去可十八日、米六斗、人食日二升、二人食之、十八日盡……略……

とある。沈括は、人夫が軍糧を運ぶ場合と、動物に運ばせる場合とを比較しているが、兵卒が一日に二升の米を食べることは動かないこととして、注の形で述べているから、當時としてはごく一般的な認識であったにちがいない。

(25)

註(19)の朱熹の資料参照。これ以外にも同じく朱文公文集卷一六「乞借撥官會給降度牒及推賞獻助人狀未論止許之、許、疑當作計」に、
……略……然亦僅可得米二萬餘石而已、以兩縣(紹興府會稽山陰兩縣)再割所添計之、則此二萬三千石之米、其勢豈足以均及諸縣之人、
然而兩縣所得、一家不過日得一二升、一口不過日得一二合而已、
此皆僅足以苟延喘息、而不足以救其死命……略……

とあり、一日一升到満たない米ではなんとも仕方がないことを述べている。

(26)

饑饉に對する宋朝政權の對應については、王德毅氏に「宋代災荒的救濟政策」(臺灣 中國學術著作獎助委員會 一九七〇)なる專著があり、とくに第三章においては、本稿と關連する米穀の支給についての多くの資料があげてある。

饑饉時における米穀の支給は、會要食貨六八、長編、救荒活民書などのほか、宋人の文集にも「賑濟」について論じたものなどには必ずみられることである。そして、それらは一様に、一人一日米一升とする場合が多い。なかには、長編卷二五九熙寧八年正月己未の條に、

……略……若官爲糜粥、賑其饑急、計米一升、可給三人、則百石當濟三千人矣……略……

とあるように、一升の米で粥をつくれば、三人分ができるという場合もあったが、これは特例であろう。また、一升の米を支給する場

合のほか、米と豆を合わせて一升の場合もあった。次に饑饉時に二升を支給した例であるが、見たかぎりの資料では、北宋の仁宗・神宗・哲宗の時に限定されている。しかも、契丹から逃げてきた民衆に對し、河北の轉運司に命令して、一日一人二升を與えていた例も入っている（長編卷二五五熙寧七年八月癸巳の條、及び救荒活民書卷一）。こうした流民に對する救濟措置には、強い政治臭がすることはいうまでもない。契丹からの流民の例を除いて、二升支給の資料をあげてみる。はじめは司馬光の溫國文正司馬公文集卷五二「賑濟劄子」に、

……欲乞更令提點刑獄司、指揮逐縣令佐、專切體量、鄉村人戶有闕食者、一面申知上司及本州、更不候回報、即將本縣義倉及常平倉米穀、直行賑濟、仍據鄉村五等人戶、逐戶計口、出給曆頭、大人日給二升、小兒日給一升、令各從民便、或五日或十日或半月、一次資曆頭、詣縣請領、縣司亦置簿照會……略……。

とみえる。また今一つの資料は會要食貨六八元祐元年四月四日の條に、

詔、開封府諸路災傷、逐縣令佐、專切體量、人戶委有闕食、速具事實、申州及監司、仍許一面將本縣義倉常平穀斛賑貸、據等第、逐戶計口給曆、大者日二升、小者日一升、各從民便、五日或一日至半日、齋曆詣縣、請印給遣……略……。

と述べているもので、司馬光の議論と非常に類似している。しかし、兩者を同じものと断定する決め手がないので、哲宗朝の初め、政權を掌握した舊法黨が、人氣取りのための大盤振舞いをして、一日一人二升の米穀を給與したものと解しておく。

したがって、政府の饑饉對策では、大人一人につき一日一升の米または米穀を支給し、子供にはその半分を支給するのが建前であった。次にこの建前を證する資料を一つ一つ挙げるのは大變煩雜であるから、資料のあり場所を挙げておく。長編では卷二五九熙寧八年正月戊午、卷二六四熙寧八年五月丙寅、卷三〇六元豐三年七月乙亥

(27)

の諸條、食要では食貨六八嘉定元年十二月十八日、同じく食貨六八嘉定七年十月二十五日の諸條、救荒活民書では卷二に一條、卷三に三條、ほかに朱文公文集卷一六「繳納南康任滿合奏稟事件狀」の二、定齋集卷六「乞賑濟劄子」などである。もちろん、王德毅氏前掲書に見える諸資料も見逃すわけにはいかない。

資料の本文を一一列記するのは煩雜であるから、年代、資料の所在、支給對象を略記しておく。

- 1 一日一升を支給する場合。
 - 康定元年七月癸亥 長編卷二二八 兵士（西夏との戰爭）
 - 熙寧九年五月癸亥 〃 二七五 廣西江州峒團結丁壯
 - 元豐二年二月辛丑 〃 二九六 熙河路の蕃官
 - 元豐二年十二月壬戌 〃 三〇一 保甲（開封府）
- 2 一日一升半を支給する場合。
 - 天聖四年十一月 會要食貨四二 綱運兵槍（温州）
 - 熙寧七年八月丙寅 長編卷二五五 弓箭手
 - 寧宗朝（？） 勉齋黃文肅公文集卷八 兵士（月給五斗二石）
- 3 一日二升を支給する場合。
 - 端拱二年四月 長編卷三〇 諸軍餘人
 - 天禧五年 長編卷九七 解州鹽池の畦夫
 - 慶曆元年二月辛丑 〃 一三一及び 弓手
 - 慶曆元年五月 樂全集卷二二 義勇
 - 熙寧八年三月丁巳 長編卷二六一 龍衛虎翼軍士
 - 元豐二年十二月辛酉 〃 三〇一 保甲
 - 元豐五年五月丙申 〃 三二六 軍糧運搬人
 - 元豐七年二月辛未 〃 三四三 鄜延環慶路の和雇人
 - 元祐元年正月庚子 〃 三六四 諸軍兵級
 - 濟北晁先生雞肋集卷二五 河北京東戍兵
 - 忠穆集卷二 密州の兵士

紹興元年九月辛酉 繫年要録卷四七 忠護軍の將兵

〃 三十一年九月庚寅 〃 一九二 興元府等の民夫

? 梁谿先生文集卷八六 縣官の人從

4 一日二升半を支給する場合。

眞宗朝 丁晉公談録卷四 隨駕の兵士

熙寧六年四月 長編卷二四四 傅卒(熙河路)

? 溫國文正司馬公集卷四四 義勇戍守の時

紹興三十一年九月庚寅 繫年要録卷一九二 四川總領所の民夫

〃 五月 〃 一九〇 兵卒

? 高峯文集卷一

淳祐年間 可齋雜藁卷二〇 遊擊軍

5 一日三升を支給する場合。

皇祐元年三月 長編卷一六六 郷兵

〃 包孝肅公奏議卷八

元豐三年五月 長編卷三〇四 教習軍馬所の臣僚子弟

〃 七年二月辛未 〃 三四三 保甲

紹興二十九年閏六月乙卯 繫年要録卷一八二 效用軍士

〃 三十二年十月丁卯 繫年要録卷二〇〇 效用軍士など

6 一日三升半を支給する場合。

紹興二十八年十二月 繫年要録卷一八〇 興元府等の兵士

(28)

王徳毅氏前掲書に數多くの資料がみられ、この論點を明らかにしている。なお、大人と子供の區別をどこで分けるかは、資料によつてさまざまで、七歳以下を子供としているものもあれば、十歳以下としている資料もみられ、救荒活民書卷三のように十五歳を區別の基準とするものもある。社會政策的な性質を帯びた支給は、一日一升を基本としているが、時には一升半、あるいは二升の支給が行われたこともあるというまでもない。

このような戸口數は、すでに宋代社會經濟史の専門家にあつては普通の認識になつていようである。關係する論文を列擧することは

(30)

大變であり、して言へば、宋代研究文獻目錄(宋史提要編纂協力委員會編、東洋文庫 一九五七)、同補編(一九五九)、同Ⅲ(一九七〇)の、Ⅲ社會史の家族、戶籍・人口にあげてある諸論文である。本稿を準備する際、若干の文集などの資料をしらべてみたが、ほとんどが一家五乃至十口の資料である。ただ、いづれの場合にも例外があるもので、氣づいた例外だけを記しておきたい。その一は、長編卷一三開寶五年五月癸酉の條に、

陳州言、民范義超、周顯德中、以私怨殺同里常古眞家十二人、古眞年少、脫走得免、至是長大、擒義超訴於官、有司引赦當原、上曰、豈有殺一家十二人、而可以赦論乎、命斬之。

とあつて、陳州の平民の中に十二人以上で一家をなしていたものがあつた。その二は、陳著の本堂先生文集卷七一「答前人第三劄」に、

……略……相文四即是良民……略……相文四一家二十口……略……と記されている資料である。同じ本堂先生文集卷七一「答全察使魏卿第二劄」には、

……略……爲相文四一家二百指、請命耳……略……とあり、同書卷七四「與葛靜一監簿稱書」にも「一家二百指」といい、同書卷七五「答戴師初架閣表元書」にも「二百指」という表現をつかっている。要するに、良民と呼ばれる一般民衆の中に一家二十人におよぶものがあつたのであり、また人數の表現に、手指だけで勘定する方法があつた。手の指十本を以て人數を勘定することは、あまりみられないことであるが、一人が十指、十人で百指という表現が、この頃に使われていたのである。

これら二つのほかには、容齋四筆卷一三「國初救弊」の條にも「家屬十二人」という記事がみられ、恐らく例外的なものであろうが、十人以上の家族構成員數が一般民衆の中にあつた。

武夷新集卷一四「再乞解職表寫畢、有銀臺之命、因不敢復上」に、

……略……蓋念、臣職雖詞臣、身乃羈客、扶老携幼、去里離邦、

(31) 良賤相從、三十餘口、衣食所給、並出於臣……略……とある。

徂徠文集卷一四「上王狀元書」に、
……略……逢歲大有困、不滿三百石、食常不足、賴先人祿賜、介又幸有秩、姑逃於凍餒之患、先人沒、祿賜絕、介服喪、秩亦闕、專以田三百畝、衣食夫五十之口……略……とある。

(32) 臨川先生文集卷七四「上相府書」で、
……略……某少失先人、今大母春秋高、宜就養於家之日久矣、徒以内外數十口、無田園以託一日之命、而取不腆之祿、以至於今、不能也。

と言っており、また同じ卷七四の「上執政書」では、
……略……及今愈思自置江湖之上、以便昆弟親戚往還之勢、而成婚姻葬送之謀、故某在廷二年、所求郡以十數、非獨爲食貧而口衆也……略……
とも言っている。王安石の一族が随分多數であったことがわかるのである。

(33) 東坡集卷二五「乞常州居住表一首」に、
……略……自離黃州、風濤驚恐、舉家重病、一子喪亡、今雖已至泗州、而費用罄竭、去汝尚遠、難於陸行、無屋可居、無田可食、二十餘口、不知所歸、飢寒之憂、近在朝夕……略……とあって、二十人以上の者が、蘇軾と一緒に移動しているのである。

(34) 淮海集卷三〇「與蘇公先生簡」の四番目の手紙に、
……略……今雖已改官、尙滯京師未還、老幼夏間多疾病、更遇歲饑、聚族四十口食不足、終日忽忽無聊賴、本欲作書詳道、至今未果、甚可笑也……略……とあり、一族が四十人であったと言っている。

(35) 張石史文集卷五八「上蔡侍郎書」に、
……略……未生三十有二年、弱冠得官、欲養其親、而愛養者未飽、

而泣血繼之、飄然羈孤、挈其妻孥、就食四方、莫知所歸……略……今也寄十口之飢寒于一官之祿、故致其甚辱而不可忍者也……略……とあって、張耒の俸給に依存して生活する者が十人もあることを明らかにしている。なお、張石史文集六十卷は四部叢刊初編に收められている張耒の文集であるが、武英殿聚珍版書では、張耒の文集は柯山集五十卷拾遺十二卷續拾遺一卷として收められている。右の張石史文集の資料は柯山集では卷四六の同じ表題の書簡にみえる。また、楊國寶の話は、張耒が著わした「續明道雜誌」に見えるもので、次のようである。

楊國寶學士、滎陽人、頗以文行著稱、元祐中、任開封府推官、一家大小十餘口、死幾盡、國寶最後亦卒……略……
おとな子供を合わせて十人以上が一家を構成していたわけである。

(36) 鴻慶居士文集卷一〇「與侍御書」に、
……略……與孀媪舍弟同居四十年、兒姪男女十四人、所通婚姻、皆士大夫之貧者、交舊委作墓志行狀數十家、不受一金之餽……略……とあって、「兒姪」だけでも十四人、それに「孀媪舍弟」を加えれば、二十人をはるかに超えた人数になっていたものと考えられる。

(37) 渭南文集卷二三「上虞丞相書」に、
……略……某行年四十有八、家世山陰、必貧悴逐祿于夔、其行也、故時交友、醜縉錢以遺之、硤中俸薄、其食指以百數、距受代不數月、行李蕭然、固不能歸、歸又無所得食、一日祿不繼則無策矣……略……とあって、おそらく註(29)の本堂先生文集と同じく、指の數で人数を表現しているものと考えられ、十人以上の人が薄給に依存していたから、友人達がくれた餞別がまたたく間になくなったのである。

(38) 勉齋先生黃文肅公文集卷二九「與缺缺辭依舊知安慶府」に、
……略……朝廷優容、有陟無黜、家本窮空、孥累猥衆、二百餘指、

不至餓死、婚嫁粗畢、無累後人……略……安慶大郡、不過擇一公廉慈惠之人以爲之守、則必能爲朝廷牧養百姓、城壁一役、土功已畢、包砌之磚、亦已燒造四百餘萬、同官既皆協力、又有寄居士友十二人、人分百二十丈、自行管幹、朝至夕歸、如己私事……略……

とあって、これも手指の數で人數を表現している。一族二十人以上が黃餘のもとにおり、さらに「寄居士友」という居候のような者が十二人もいて、これが安慶府の城壁工事に我が事のように協力したというのである。

(39) 范氏義莊については、近藤秀樹「范氏義莊の變遷」(東洋史研究二卷四號 一九六三)を参照。

(40) 註(30)の楊億、註(32)の王安石、註(35)の張耒、註(37)の陸游などの場合は、一人の官僚の收入に一族の多くが依存していることをはっきり記している。

(41) 註(38)の黃榦の記事を参照。

(42) 渾水燕談錄卷四忠孝に、
范文正公、輕財好施、尤厚于族人、既貴、于姑蘇近郭、買良田數千畝爲義莊、以養羣從之貧者、擇族人長而賢者一人、主其出納、人日食米一升、歲衣纈一疋、嫁娶喪葬、皆有贍給、聚族人僅百口、公歿、逾四十年、子孫賢令、至今奉公之法、不敢廢弛。

とあって、范氏義莊では、一族の血縁關係だけで百人ちかくの人がいたことを述べている。

(43) 註(29)にも關係するが、一家の構成員數について、渾水燕談錄卷四忠孝に次のような極端な記録がある。その一は、

唐正觀中、調卒戍邊、河中府永樂縣民姚棲雲之父、語其兄曰、兄嗣未立、無往、某幸已有子、請代兄行、遂戰沒塞上、時棲雲方三歲、故其母再嫁、棲雲鞠于伯母、如事其母……略……棲雲生岳、生君儒、生師正、自岳至師正、仍世廬墓、五世孫厚、六世孫雅、七世孫文、八世孫敬眞、九世孫直、十世孫宗明、本府奏、自棲雲

十世同居、顯有孝行、仁宗詔賜旌表、復其舊役、十一世孫用和、十二世孫德、自宗明至德、又三世、自慶曆至今、又五十年、而其家孝友如故、姚氏世爲農、無爲學者、家不甚富、田數十頃、族聚百口、子孫躬耕桑、僅能給衣食……略……

という記事で、河中府の農民に一族百人が集って生活していたのである。その二は、

鄆州須城縣楊村民張誠者、其家自緒至誠、六代同居、凡一百一十七口、内外無間言、衣裳無常主、且日家長坐堂上、率子弟而分職事無不勤、張氏世爲農者、不讀書、耕田捕魚爲業、無蓄積而能人孝悌友順、六世幾二百年、百口無一口異、亦可尙也。

というもので、鄆州の農民で百人以上の一族が同居していたことを記している。

(44) 宋史卷一九一兵志五鄉兵二の條に、
是歲、詔、秦隴饑涇涇原邠寧環慶鄜延十二州義勇、遇召集防守、日給米二升、月給醬菜錢三百……略……

とあり、兵志五の記事によるかぎり治平元年のことのように思われるが、長編拾補では卷三上熙寧元年五月丙申の條にこの記事が引かれている。また、長編卷三二〇元豐四年十一月辛丑の條に、
京西路轉運司言、準朝旨、於均鄆州、共發夫三萬、每五百人、差官一員、部押赴鄆延路饋運、計用官六十員、本路關官、乞於起夫縣、各差令佐、及鄆州縣不依常制、共差二十員、餘四十員、乞自朝廷差官、詔、均鄆州所部夫三萬、自離家日、及本路程頓、並依前降指揮、日支錢米外、令轉運司計自入陝西界至延州程數、日支米錢三十、柴菜錢十、並先併給。

とあって、柴菜錢が支給されている。柴菜錢は、恐らく炊飯用の燃料費と副食費とを合わせた意味を持たせているのであろう。また、同じく長編卷三四三元豐七年二月辛未の條には、

又詔、鄆延環慶路、如有合興工城築、許和雇人日支錢百・米二升、禁軍願就雇者聽、樞密院檢會、今年正月二十三日、范純粹奏、舊

條、保甲週旬上、每人日支口食米三升・鹽菜錢一十文、契勘、正兵每週差出、以至戍邊、每人只日支口食米二升至二升五合、今來保甲既有鹽菜外、其口食又增多正兵所請之數、伏乞將應係保甲請給錢米舊條、并行刪修、除鹽菜錢依舊支給外、其口食、每人並支二升、詔、依舊日支錢一十文外、支與口食二升半、河東依此。

とあって、保甲に一日十錢の鹽菜錢を支給している。この鹽菜錢という用語は、南宋理宗頃の人吳潛の「宋特進左丞相許國公奏議」卷三「奏曉諭海寇復爲良民及關防海道事宜」に、

……略……又軍者國之爪牙、本府所管定海水軍制領將佐而下、每月例有添給錢、禁軍頭目合千人、每月例有鹽菜錢、皆以庫枵虛、久已任支……略……。

とあり、具體的な支給額は記録されていないが、この頃にも鹽菜錢という名が存在したのである。この吳潛の奏議は恐らく寶祐年間のもので考えられるから、鹽菜錢は南宋いっぱい繼續したものであろう。初期を除いて考えれば、北宋の主食費は一日一人六乃至七錢であり、副食費は十錢ということになって、副食費が主食費の一、四倍から一、六倍になる。食生活では、主食費より副食費の方が多くなるのが當然であろうから、いちおう妥當な數字だと思われる。ただ南宋に入ると主食費が二倍以上になるから、確かな數字を示す資料はないけれども、副食費が一人一日十錢ということはなく、もっと高くなっていたと考えなければならぬ。

(46) 註(32)参照。

(47) 前掲拙稿「宋代の俸給について」第二節参照。なお鄆縣の人口がわからないので俸給額を確定しえないが、拙稿第五表別表Ⅲから二十貫以下であることはまちがいない。また、王安石の寄祿官は宋史本傳や蔡上翔の王荊公年譜考略には明記していないが、會要選舉二慶曆二年四月二十三日の條には校書郎であったことが明記されている。この校書郎という寄祿官は、王安石が科擧に第四番で合格したときに與えられたものであるから、おそらく彼が知鄆縣になった時には

もう少し上の寄祿官になっていたかも知れない。いずれにせよ、そんなに早く高級な寄祿官へ昇進することは不可能であるから、寄祿官に對して支給される俸給は、大體十貫以下であったと考えるのが妥當であろう。したがって、知鄆縣に對する俸給を合わせても、最高三十貫の俸給があり、これが王安石の家屬の生計を維持していたことになる。

(48)

王安石が地方官になることを願望し、中央へ歸ることを嫌ったことは、安石に關する諸種の資料に見えるが、日本で出された傳記としては、佐伯富「王安石」(支那歴史地理叢書第十一篇 富山房 一九四一—五四—五五頁参照)。及び小野寺郁夫「王安石」(中國人物叢書第二期5 人物往來社 一九六七 三三頁参照)の二つがある。

(49)

魏泰の東軒筆錄卷一四に、
范文正公在睢陽掌學、有孫秀才者素遊、上謁文正、贈錢一千、明年、孫生復道睢陽、謁文正、又贈一千、因問、何爲汲汲於道路、孫秀才戚然動色曰、老母無以養、若日得百錢、則甘旨足矣、文正曰、吾觀子辭氣、非乞客也、二年僕僕、所得幾何、而廢學多矣、吾今補子爲學職、月可得三千以供養、子能安於爲學乎、孫生再拜大喜……略……。

とあって、孫秀才は孫明復のことであり、母を養うのに、一日百錢があれば、うまいものを十分に口にすることができると言っている。つまり、一ヶ月三貫の錢があると、食生活は十分なものになるわけである。ただ、百錢が、孫明復の老母一人のためか、自分を含めてのことか、そのあたりが不明であるけれども、本稿で計算した一日一人當りの食費よりはるかに高く、十七乃至十八錢という一日の食費は、あくまで他の資料から類推したことで、實際はもっと高かったのである。

(50)

長編卷三〇三元豐三年四月辛酉の條に、
增國子監歲賜錢六千緡、初給外舍生食、人月爲錢八百五十、至是

增至千一百故也。

とあって、外舎生の食費が増加支給されているのである。

(51) 官僚に對する手當は俸給だけではない。俸給的な意味を持ったものは大變多く、例えば宋史卷一七一・一七二の職官志は俸祿について書かれているが、そこに見えるものは現錢の俸給をはじめ、米穀、衣料、酒茶、田地、薪炭、鹽、紙などがあり、ほかに公使錢などもある(前掲拙稿参照)。官衙においては必要物品はすべて官費支給であり、地方へ赴任した場合には借屋の家賃まで支給されている。

とくに公使錢などは、實際の運用にあつては、公私混同が大に行われたことは十分考えられるのである。これらの諸物品の支給は、とりもなおさず、官僚達に對する俸給とは別の側面からの經濟的援助であつたし、同時にそれはヤミ給與に化ける可能性も併せもつていた。だから、官僚個人をとりあげれば、俸給も含めてかなりの官給金品があつたから、經濟的な問題はさしたるものではなかつたのかも知れないが、家屬という語で示される多人數の集團が彼に寄生することによって俸給のもつ實質的價値が問題化してくるのである。

(52)

長編卷二五〇熙寧七年二月辛卯の條に、

……略……先是、(王)安石與王珪同白上、因李憲往諭王韶少留效用人、省浮費、上令作文字與、安石曰、恐不須作朝廷文字、陛下以聖旨諭之、彼得聖旨、亦有辭以拒來者、及裁省公費、今一最下士人、亦須月費百千以上、而往者無已窮、邊錢難致、如何經久……略……

とあって最下級の士大夫つまり官僚が一ヶ月百貫の錢を使うことを言っている。恐らくこれは、公的な仕事において使用する金が百貫ということかもしれないが、官僚の必要經費を算出する一つの目安になるであろう。

(53)

司馬光の涑水記聞卷二三に、

……略……(儂)智高自將兵五百及其妻六子、奔大理國、欲借兵以攻諸族、安道(〇余靖)使(楊)元卿等十人、發諸族陳充等

官僚と俸給

(54)

經進東坡文集事略卷四五「答秦太虛書」に、

……略……初到黃、廩入既絕、人口不少、私甚憂之、但痛自節儉、日用不得過百五十、每月朔、便取四百五十錢、斷爲三十塊、掛屋梁上、平旦用晝叉挑取一塊、卽藏去、仍以大竹筒、別貯用不盡者、以待賓客、此賣糶老法也……略……

(55)

とあり、東坡集卷三〇にも同じ記事がある。

(56)

註(30)から(38)までの諸資料を参照。

范文正公政府奏議卷上「奏乞將先減省諸州公用錢却令依舊」の條に、
臣竊見、朝旨下陝西、省罷同解軋耀等九州軍公使錢、共一千八百貫文……略……且今、贍民兵一名、歲不下百貫、今減省得公用錢一千八百貫、只養得兵士一十八人……略……

とあり、また涑水記聞卷四には、
傳求曰、皇祐二年、詔、陝西揀關諸軍及新保捷、年五十以上、若短小不及格四指者、皆免爲民、議者紛然……略……是歲、陝西所免新保捷、凡三萬五千餘人、皆歡呼返其家、其未免者、尙五萬餘人、皆悲涕恨、已不得去、求曰、陝西緣邊、計一歲費、七十萬貫、養一保捷、是歲邊費、凡減二百四十五萬貫、陝西之民、由是稍蘇。と記されている。兵卒一人に、一年間七十貫から百貫の費用が必要であり、それはとりもなおさず、兵卒の生活全般の費用を言っているであろう。これを一ヶ月で考えれば約五貫八百錢から八貫三百錢が入用ということになる。

このほか、さらに低い生活費を述べた資料としては、張方平の意

二〇七

見がある。樂全集卷二四「論國計事」の中で、
……略……略計、中等禁軍、一卒歲給約五十千……略……
とあり、「中等禁軍」は年間五十貫で事足りたといっている。したがって毎月約四貫が必要であることになる。

(57)

樂全集卷六四「論顧河夫不便劄子」に、

臣竊見、祖宗舊制、河上夫役、止有差法、元無雇法、始自曹村之役夫、功至重遠、及京東西淮南等路、道路既遠、不可使民間一一親行、故許民納錢以充雇直、事出非常、即非久法令、自元祐三年、朝廷始變差夫舊制爲雇夫新條……略……今河上顧夫、日破二百而已、昨來、京城顧夫、每人日支二百二十文者、即河上日支二百、已爲過厚……略……

とあって、蘇轍の意見では、首都の雇い上げ人夫が一日百二十錢だから、京東などで二百錢を與えるのは過ぎたこととしている。一方、南宋乾道五年の進士王炎は雙溪文集卷一六「申宰執乞權住造甲」の條で、

照對、炎於二月初十日、曾裁書仰瀆鈞聽、乞權停罷本州造甲工匠、

〔補遺〕

本稿を印刷に出してから、註(23)の食事回数について、清の潘永因が輯録した「宋稗類鈔」卷四「志向」に次のような資料のあることがわかったので附記しておく。

范堯夫、京師に仕える毎に、早晚二膳とし、己の身より以て婢妾に至らしむ。皆家を治むるに、往往鑄削し、過ぎて簡儉を爲し、飽かざる者有り。晚に政府に登ると雖も、亦た然り……略……。(范堯夫、毎仕京師、早晚二膳、自己身以至婢妾、皆治於家、往往鑄削、過爲簡儉、有不飽者、雖晚登政府亦然……略……)

つまり、范純仁は非常な儉約家であって自分はもとより、召使いに至るまで、一日に二食しかとらせなかった、というのである。逆に言えば、普通の人

(58)

至今未蒙行下……略……今本州、準指揮、日造甲二副、所用工匠竝是追遠、則非應募、其人在甲局、每日等差支錢、日二百文至一百五十文、固不減尅、然只能養其一身、而不能養其一家……略……と述べる。これは孝宗朝のことを記しているものであり、一日百五十乃至二百錢では、工匠本人はともかく、その一家が生活することは不可能だという。蘇轍と王炎の記事は、政府の雇い上げ人夫の生活費を述べたものであるが、その額がほぼ二倍になっている。この生活費の二倍がそのまま米價の場合にもあてはまることは注意しておく必要がある。

長編卷五一六元符二年閏九月丙子の條に、

詔、新擒西界監軍額伯爾、送潭州編管、給官屋居住、月支錢十貫。米麥三石、委都監監管、無令失所。

とあり、西方異民族の生活ですら十貫の錢と米麥三石を與えなければ、生活の安定が望めなかったのである。